

第32回江府町農業委員会総会会議録

招集年月日 令和2年1月16日(木)

招集場所 江府町役場・本庁舎議員控室

開 会 午後2時00分 会長宣言

出席 農業委員(11人)・農地利用最適化推進委員(5人)

1番	下垣 涼子	7番	森 光正
2番	賀本 幹穂	8番	山本 信男
3番	清水 治之	9番	中田 泰
4番	一二三八郎	10番	松原 憲治
5番	奥田 隆範	11番	川上 博久
6番	加藤 直行		
	上前 梅夫		長尾 保
	見山 収		谷口 一郎
	宇田川 保		

欠席 農業委員(0人)・農地利用最適化推進委員(0人)

職員及び関係者 局長 松原 俊二
農林課長 末次 義晃

1. 議長は本日の議事日程を下記のとおり報告した。

第1号議案 農地法第3条の規定により許可申請について
第2号議案 農地法第3条の規定により許可申請について
第3号議案 非農地証明について
第4号議案 農用地利用集積計画(案)について

2. 議事についての記録は末尾のとおり。

開 議 午後2時00分

会議録署名委員の決定

議長、会議に先立ち下記のとおり署名委員を指名する。

1 番委員 下垣 涼子 2 番委員 賀本 幹穂

局長： 皆さんこんにちは、定刻となりました。第32回の江府町農業委員会総会を始めさせて頂きます。冒頭に当たりまして農業委員会憲章の唱和を上前推進委員さんの進行でお願いします。

委員： 全員で農業委員会憲章の唱和（進行、上前推進委員）

局長： ありがとうございます。続きまして一二三会長から挨拶を頂きます。

会長： 皆さんこんにちは、先般は意見書の調整をさせて頂くと言う事で臨時総会を開きました。皆さんにはご出席いただきありがとうございます。昨日農業関係の広報を見ましたら、2018年の全国の荒廃農地と言うのは、約28万haと言う事でございました。鳥取県の面積はどうかと言う事で農林産業課の担当の方に聞きましたら、鳥取県の場合は2万6千haと言う事でございまして、鳥取県の農地の約1.1倍が日本では荒廃農地になっていると言う風な計算になる様でした。農林省が中山間地域を中心に荒廃農地の発生防止と再生利用に向けた取組を評価することが求められていると言う事で、我々の任務と言うのは大きな任務になっているのではないかと言う様に感じて読んだものです。そう言うのが目に留まりましたので報告をしておきます。今日はこの後に町長さんとの意見交換会もありますので、最後までよろしく願いをいたしたいと思います。

議長： それではこれより総会審議に入ります。今日は全員出席でございます。先ず議事録署名委員及び会議書記の指名を行いたいと思います。議事録署名委員は議長より指名させて頂くことにご異議ございませんか。

委員： 異議なし（全員）

議長： ありがとうございます。それでは議事録署名委員は下垣委員、賀本委員にお願いをいたします。尚、本日の会議書記は事務局を指名いたします。議事に先立ちまして報告事項がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局： 失礼します。お手元の資料2ページをご覧ください。合意解約について通知がございましたのでご報告いたします。受付番号36番、貸人の方が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、借人の方が〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さんとの使用貸借の合意解約でございます。該当の農地は〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、面積が〇〇〇㎡の〇と同じく〇〇〇〇〇〇〇番〇、面積が〇〇〇㎡の〇、〇筆で合計〇、〇〇〇㎡となります。こちらは契約満了が約3年残っておりましたが、この後お諮りさせて頂きます、所有権移転の運びとなりました。これによる合意解約でございます。以上です。

議長： それではこれより議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料の4ページになります。農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。農地は先ほど報告事項の方でさせて頂きました、〇〇の〇筆、延べ〇、〇〇〇㎡、地目は〇でございます。譲渡人は先ほども申しあげました、〇〇〇〇〇〇にお住いの〇〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇さんでございます。こちらは1月8日に山本委員さんと宇田川推進委員さんに同行頂きまして現地の確認をさせて頂きました。地図は5ページに赤で塗ってある農地でございます。以上です。

議 長： 担当委員さんからコメントがございましたらお願いしたいと思います。

山 本： はい、先ほど説明がありました様に、先日土地の確認をさせて頂きました。この土地につきましては以前から貸し借りの関係がありまして、ずっと小作をしておられました。今回それを売り渡すと言う売買契約がされた様でございます。先ほど説明もありました様に、先日確認しましたので説明をさせて頂きました。

議 長： ありがとうございます。そう致しますと議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑、意見がありませんので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いします。

委 員： はい（全員挙手）

議 長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料の6ページになります。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りします。農地は〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、面積が〇〇〇㎡、地目が〇でございます。譲渡人は〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。こちらの場所でございますが、7ページに地図を付けております。赤で塗ってある所になります。これも1月8日に松原代理さんと宇田川推進委員さんに同行頂きまして現地の確認をしております。以上です。

議 長： そう致しますと、担当の委員さんからコメントを頂きたいと思います。

松 原： 先ほど事務局から説明をして頂いた通りですけれども、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇、〇〇の関係で、小作をしておられたり、利用権設定もしておられるんですけれども、それを今度は買ってやると、実際に野菜を作っておられまして継続してやられると言う事ですのでよろしく申し上げます。

議長： ありがとうございます。そう致しますと、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。ございませんか。質疑、意見がありませんので、試案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案通り承認いたします。続きまして議案第3号、非農地証明について、を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局： 資料が8ページになります。議案第3号、非農地証明の申請についてお諮りします。こちらの場所が〇〇〇字〇〇〇〇番〇、地目が〇、地籍が〇〇㎡の土地でございます。申請者は所有者である〇〇〇〇さんです。1月8日に松原代理さんと宇田川推進委員に同行頂きまして現地確認をいたしました。現況は〇〇〇〇に細長く広がる土地でございます。〇〇から〇〇〇〇くらいの〇〇〇がされている土地でございます。現地の方は草等が生えておりまして、草木地でございます。所有者の〇〇さんの話ですと、〇〇年くらい耕作をしていないと言う様な事でございます。以上です。

議長： これにつきまして担当委員さんのコメントをお願いします。

松原： さっきの方と同じ地主さんですけれども、ここは集落の中の〇〇の直ぐ側で、〇〇のすぐ前の土地になります。私が小さい時から草ぼうぼうだった様な記憶があります。草だけではなく木も生えていました。非農地証明をよろしくをお願いします。

議長： ありがとうございます。補足説明も頂いたところでございますが、議案第3号、非農地証明について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。質疑、意見が有りませんので、議案第3号、非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので原案とおりの承認をいたします。続きまして議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第4号でございます。10ページから始まります。申請番号が12ページの88番から25ページの113番まで全部で26件お諮りします。内容は再設定が23件、新規が3件と言う事で、慣例によりまして3件の新規分について説明をさせていただきます。先ず18ページをご覧ください、申請番号100番、場所が大字〇〇字〇〇〇〇〇〇番〇、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番の〇筆でございます。何れも〇で、面積の合計が〇、〇

られるんですが、そのうちの〇〇を〇〇〇〇さんに作って貰うと言う話が出来た様でございます。

議長： 新規設定の所につきまして、担当の委員さんより補足説明をして頂いて、皆さんご理解頂けたと思います。そう致しますと議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。質疑、意見が有りませんので、議案第4号、農用地利用集積計画（案）について、賛成の方は挙手をお願いします。

委員： はい（全員賛成）

議長： ありがとうございます。全員賛成でございますので原案通り承認いたします。以上を持ちまして議事は終了いたしました。それではその他に入りたいと思います。令和元年度江府町農業施策に関する意見書（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局： お手元の方に、農業施策に関する意見書（案）と言う事で配らせて頂いております。先般10日にご意見等を頂きまして、その中で皆さんの意見を頂きながら修正をしたところをご確認頂ければと思います。この後の町長との意見交換会につきましてですけども、こちら大きく分けて5項目でございます。こちら5項目等がある程度中心にしなから意見交換を皆さんと交わして頂けたらと思います。捲って頂きまして冒頭の意見書の所と表題の所でございます。先ずタイトルですが、令和元年度江府町農業施策等、等と言う文字を入れてみたところでございます。ホームページで全国の各市町村の意見書を覗いてみましたところ、従来の農業施策に関する意見書と言う表題と、等と言う言葉を入れてしている所と、多々ありました。前回の会の時に振興と言う言葉を頂いておりましたが、施策等に関すると言う形でお諮りをしたところでございます。主な所を説明させて頂きます。3段目の括りの所で、本町の11末時点で、で始まる所の3行目、本町における農業施策は喫急と言う言葉を使っていましたが、喫緊の、と言う意見を頂きまして、喫緊に文字を替えております。いろいろ皆さんから意見を頂戴したところがございますが、捲って頂いた1の有害鳥獣対策とジビエ活用の推進のところ、処理解体の人材の育成・確保と言ったものも入れた方が良い、と言う意見を頂きました。なるほどその通りだと思います。製品化していくためには適正にきちんと処理をされることが必要かと思えます。清水委員さんの方からも2番目の捕獲従事者の確保・育成の所で頂いておりましたけども、解体処理施設の運営の所の、生産と消費の好循環が生れるためにも、と、商品開発や販路開拓等の取組についての支援を要望します。と言う部分の間に解体処理従事者の確保・育成という文言を入れさせてもらいました。主な所はそういった形で直してみたところでございます。

議長： 事務局からの説明は以上でよろしいですか。

事務局： 説明の方はこんな感じです。

議 長： そう致しますと、後の日程もある様ですし、皆さんの意見を聞かせて頂きながら纏めさせて頂きたいと思えます。番号の順番に進めて行きたいと思えますが、意見書の見出しはよろしいでしょうか。

川 上： これ振興は止められたんですか。農業振興施策に関する、地域振興とかいろいろありますが。

事務局： やっぱり振興が有った方が良いですか。江府町農業振興施策等、農業と施策の間に振興をと言う事で、やっぱりこちらの方が良いですかね。

宇田川： 今から変えるのは大変です。

清 水： この間お任せしたのでそれでいいと思えます。

事務局： 前回振興を入れたらと言う意見が有りました。

宇田川： 問題は中身なので、いかに行政は取り組んでくれるかと言う事なので

議 長： 皆さんの意見を頂きまして、これで伝わると言う事なので、これで使わせて頂いてよろしいですか。

委 員： はい

議 長： ではお願いします。そう致しますと全文はこれで良いとしまして、後で回答の日付等も検討してもらいたいですけれども、回答は何時にしたらよろしいでしょうか。

川 上： ここで決めるより、会長と職務代理、事務局で決められたらどうですか。

事務局： では町長と日程を調整しまして決めさせて頂きます。

議 長： 順を追って行きたいと思えますが、1番の有害鳥獣対策とジビエ活用の推進、この項目は如何でしょうか。

委 員： これもこのままで良いと思えます。

森 : 一つすみません、10日の会に参加できなかったもので、今更意見を言うのもなんですが、奨励作物のブランド化に向けた助成についてと言う項目です、訂正すると言うか、アンダーラインでも引いてもらえば良いな、と言う所があるのですが。一番下の生産規模拡大を図る担い手への助成制度についてと言う項目で、規模を拡大しなければ助成は

しないと言う事になるので、同等の規模で継続しても助成の対象になる様な書き方をし
て頂きたいと思います。担い手に対しては助成しますよと言う風にしてもらわないと、
年を取って少しでも減らさないと出来ないと言うのに、補助がなくなると言う事になれ
ば、ますます離れて行くので、直せれるのであれば直してほしいと思います。生産規模
拡大を消してもらって担い手への、からにしてもらえば済むと言う事です。

事務局： 確かに限定されてしまいますので、広い意味での担い手に対してと言う事で。

森： 継続にも規模拡大を要望すると言う様な、ただ減額しても継続は継続です。1万円を
9千円にしても継続になるわけですから、半分にしても継続しているではなか、と言う
事になりますので、出来れば増額してでも継続してもらおうと言う様な形で、直せるゆと
りがあるのならお願いします。

議長： 事務局に一任しますと言う事でお願いした訳ですから、この事も踏まえて、編集の方
はお願いをしたいと思います。皆さんそれで宜しいですね。

委員： はい

議長： ありがとうございます。続きましてパソコン農業簿記講習会についてお願いします。

事務局： 資料2をご覧ください。今年も令和元年度のパソコン簿記講習会の日程と講師の方の
予定等の関係がございまして先にさせて頂いたところでございます。1月の広報誌にも
既に日にち等はご案内させて頂いておりますが、一応今まで通り3回を予定しておりま
して、第1回目が1月29日水曜日、2回目を2月7日金曜日、3回目を2月14日金
曜日、と言う事で会場が何れも防災・情報センターで、1回目と2回目は1階を使いま
すけども、3回目は2階の研修室に会場を替えて、と言う事でございます。時間は何れ
も1時半から4時までと言う事で、講師につきましては、日野農業改良普及所の長戸普
及主幹をお願いをしております。委員さんの中でも毎年こちらの講習会に参加して頂い
ている方がいらっしゃる様でございます。これにつきましても参加頂く方にはご案内等
させていただきますので、是非ご参加の方をお願いできたらと言う風に思います。以上です。

議長： ありがとうございます。事務局の方からも説明がございましたけれども、会場の関係
でもうすでに日取りは決まっている様でございますが、皆さんご承知いただきたいと思
います。例年何名くらい参加されますか。

事務局： 一応この中には10名程度と言う事で、

議長： 実際に参加される方は何名くらいですか。

事務局： 去年の実績が4、5名くらいでしょうか。

議 長： 農業共済の関係も、宇田川さんも町の方から代表で出ておられますけども、収入保険と言う風に農業の保障が代わりまして、これに入る第一条件が青色申告、と言う事になっておりまして、是非皆さんも青色申告の講習を受けられて、国の方もそういう制度に移行してもらいたいと言う事でございますので、今までは強制的に20a以上は水田の共済に入らないといけませんでしたが任意になりまして、そういう保険に変わりました。せっかくこうして町を上げて講習をされて参加者が4名と言うのはさみしい気がしますので、ご協力いただきたいと思います。次回農業委員会総会の件ですが、事務局より説明をお願いします。

事務局： 2月の総会での日程ですが、2月14日、金曜日、時間は午前10時から、会場は防災・情報センター2階研修室、と言う事でお諮りをしたいと思いますが、皆さん如何でございましょうか。

議 長： 事務局からの説明のとおりですが、皆さん如何でしょうか。もう会場の方もお願いしてある訳ですね。

事務局： 一応14日は仮で入れさせて頂いております。

議 長： では皆さん準備してもらっております日程でよろしいですか。

委 員： はい

議 長： ではよろしくをお願いします。次回の農地相談会について説明をして頂きます。

事務局： 今月でございます。1月23日木曜日、午後1時半から3時半まで、会場は山村開発センター会議室、担当して頂きます委員さんは一二三会長、山本委員さんにお願いできたらと思います。

議 長： 山本さんよろしいですね。

山 本： はい

事務局： ありがとうございます。それともう1つ、2月の農地相談会でございますけれども、一応2月27日木曜日、時間は1時半から3時半まで、会場は山村開発センター、担当頂きます委員さんは中田委員さんと松原職務代理さんと言う順番でございますが、如何でしょうか。

議 長： よろしいですか。

両委員： 大丈夫です。

事務局： よろしくお願いいたします。この後の日程ですが、3時から白石町長との意見交換会と言う事でございます。5時までのおおよその時間配分はお手元でございます日程をご覧ください。町長に30分程度お話を頂いて、その後に意見書の5項目、1項目15分程度皆さん自由に意見を交わして頂いて、6番目としてその他を意見書以外で、折角の機会でございますので、自由に意見を交わして頂くと言った様な形で5時終了、と言う風に考えております。

議長： そう致しますと以上を持ちまして第32回江府町農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

令和 年 月 日

署名委員 1 番委員

署名委員 2 番委員